

## 検査センターのお仕事 密着シリーズ① ～飲料水水質検査編～

「検査センターの仕事内容がよくわからない」、「どんな検査をしているの?」と聞かれることがあります。そこで、今月号より、検査センターの業務内容を紹介していきたいと思います。

センターのお仕事「密着シリーズ」の第1回は、飲料水の水質検査についてです。

上水道や簡易水道等の水道事業者が供給する水道水は、水道法に基づき定期及び臨時の水質検査が義務付けられています。当センターは水道法上の登録水質検査機関として、水道事業者等の依頼を受け水道水の水質検査を行っています。また、飲食店の営業許可申請に必要な飲料水や家庭用等の井戸水についても、水質検査を行っています。これらの検査を担当しているのが、水質検査課です。現在、水質検査課には検査員9名、臨時職員4名、パート職員2名が所属しています。

それでは、検査員の安部技師が実施する採水調査に同行して、その様子を交え、水質検査業務を説明しましょう。

8:30 朝礼終了後、採水現場に向けて検査センターを出発

9:30 最初の採水現場に到着。この現場では浄水（省略不可能11項目）の採水を行いました。  
この日の天候はくもり、気温6℃。



### ～MEMO①～

浄水場で作られた水（浄水）が、末端の給水栓でも水質基準に適合していることを確認するため、検査を行います。採水現場では、水温、濁り、残留塩素を測定し記録します。水道法に係る浄水検査項目は全部で51項目あり、この内の11項目は省略不可能項目と呼ばれ、毎月1回の検査をしなくてはなりません。

9:45 2箇所目の採水現場に到着。ここでは原水（検査項目は大腸菌など）を採水しました。  
バルブを開く作業などがあり、特殊な工具も必要とするため、水道事業者の職員さんが立ち会いました。



### ～MEMO②～

毎年、前年度の検査実績などを基に水質検査計画をたて、この計画に沿って検査を行います。原水とは、浄水を作るものになる水のことです。塩素消毒等の浄化処理が施され、飲用に供する浄水が作られます。

12:30 この後、午前中に8箇所の採水を行いました。  
お昼（休憩）

13:10 依頼者である水道事業体の担当職員さんへ、  
採水業務が終了した旨を報告。  
採水した検体を積み込んで、一路、検査センターへ！

14:00 検査センターに帰着



検査員数名で  
検体の本数に間違いがないか、  
依頼書の内容と齟齬がないか、  
などをチェックします。

フェノール類の  
検査をする藤原技師



陰イオン界面活性剤の  
検査をする安達技師

イオンクロマトグラフに  
検体をセッティング  
している安部技師。  
センターに帰着後も  
多くの検査業務が  
待っています。



※検査室の様子には、省略不可能11項目以外の検査項目も紹介しています。

17:30 本日の業務が無事終了（ほっと一息！）

～MEMO③～

原水の採水業務は、山中の  
険しいところに採水ポイント  
があることが多く、夏は蚊に  
刺されたり、蛇に遭遇するこ  
ともしばしば…。冬は、積雪  
や路面の凍結があり、苦勞し  
て現場に到着しても、水源が  
凍っていて採水できないな  
ど、トラブルに見舞われるこ  
とが多々あります。

～MEMO④～

この後、持ち帰った水に検  
体番号を付け、項目ごとに検  
査が実施されます。  
検査項目は、検査員ごとに  
担当が決まっており、各検査  
員は、依頼書や検査指示書を  
確認しながら、取りこぼしが  
無いように注意し、検査を進  
めていきます。検査項目に  
よっては、採水後12時間以  
内に検査をしなければなら  
ない項目もあり、県内全域で  
採水・収集を行う水質検査課  
の職員は、検査の終了時間を見  
据えて業務を行っています。

検査は翌日以降も継続して行います。機器分析で得られたデータを解析したり、検査結果をコンピュータに入力し、過去データと照合・確認するなどして、検査結果を確定させた後、依頼者あてに結果書を発行します。

日々の検査データの信頼性を確保するため、内部精度管理を計画的に行うとともに外部精度管理調査に参加しています。また、各種研修会や関係団体が主催する協議会等にも積極的に参加して、検査スキルの向上に努めています。